

財産形成貯蓄の手続について

■退職時の手続き

財形貯蓄を行っている方は、以下のとおりそれぞれ金融機関等で手続きが必要です。

<退職し、再任用・再就職しない場合>

県の退職日以降は、財形貯蓄の積み立てができなくなります。
預入れの金融機関等で解約等の手続きをしてください。

<再就職される場合>

県の退職日以降は、財形貯蓄の積み立てができなくなります。
ただし、再就職先が財形貯蓄を行っている場合、一定の手続き後に財形貯蓄を継続することができます。継続を希望される場合は、預入れの金融機関等にご相談ください。

<県で再任用の場合>

退職後の任用形態によっては、「一般財形」のみ契約が継続可能な場合があります。
預入れの金融機関へご相談ください。

<参考：退職後の任用形態別>

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ★再任用フルタイムの方 | ……引き続き一般財形のみ継続されます。
継続を希望されない方は解約の手続きが必要です。
(※解約時期によっては、4月給与分からも控除(積立)される場合があります。)
財形年金、財形住宅は解約等の手続きが必要です。 |
| ★再任用短時間勤務の方 | …一般財形、財形年金、財形住宅とも解約等の手続きが必要です。 |
| ★会計年度任用職員の方 | …一般財形、財形年金、財形住宅とも解約等の手続きが必要です。 |
| ★臨時的任用職員の方 | …一般財形、財形年金、財形住宅とも解約等の手続きが必要です。 |

解約は退職後でも可能です。契約内容の変更は在職中に手続きが必要な場合があります。
詳しくは預入れの金融機関等にご相談ください。
(最寄りの窓口で取り扱える場合があります)

■財形貯蓄の解約手続

財形貯蓄は、退職日以降は積立てができなくなります。事前に預入れの金融機関等に確認の上、直接取扱金融機関等において必要な手続を行ってください。

なお、退職の事由や貯蓄の形態によって退職後も積立てを継続できる場合等もありますので、(1) 及び (2) を参考にしてください。

(1) 定年退職者の場合

一般財形	解約の手続が必要です。(注1)
財形年金	年金受取手続が必要です。 ・預入終了日の2カ月後の応答日までに「財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書」及び「財形年金貯蓄の年金額に関する申告書」の提出が必要です。 ・「財形年金貯蓄者の退職等申告書」の提出が必要な場合があります。 ・預入終了日から年金受取開始日までに6ヶ月以上5年以内の措置期間をおいてください。
財形住宅	解約手続が必要です。 ・目的外払出し → 課税扱いとなります。(注2)

(注1) 一般財形に限り転職扱いが認められます。(退職後2年以内)

退職後に再就職(転職継続)する場合、解約手続をせず再就職先の財形貯蓄として継続することができます。(再就職先が財形貯蓄を実施しており、一定の要件を備えている場合)

(注2) 特例により非課税になる場合がありますので金融機関等で確認してください。

(2) 定年前退職者の場合 (注3)

一般財形	定年退職者と同じ
財形年金	退職時の年齢によって手続が異なります。 ※年金の受取開始は満60歳以降からとなります。 <55歳未満> 解約手続が必要です。 ・目的外払出し → 課税扱いとなります。(注4) <55歳以上> 定年退職者と同じ (注5)
財形住宅	定年退職者と同じ

(注3) すべての財形に転職扱いが認められます。(退職後2年以内)

退職後に再就職(転職継続)する場合、解約手続をせず再就職先の財形貯蓄として継続することができます。(再就職先が財形貯蓄を実施しており、一定の要件を備えている場合)

(注4) 特例により非課税になる場合がありますので金融機関等で確認ください。

(注5) 財形年金の預入終了日が変更になる場合は、至急取扱金融機関等に手続の確認ください。

※ 財形年金を年金式で受け取る場合は、解約とは異なり受取期間中は口座が存続していますので、契約証書は受取終了まで大切に保管してください。